# 平成28年度分の固定資産課税台帳の閲覧と土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

## ○固定資産課税台帳の閲覧

閲覧制度は、固定資産税の納税義務者の方が固定資産課税台帳のうち、自己の資産について記載された部分をご確認いただけるようにするとともに、借地人・借家人の方や一定の権利を有する方に、権利の目的である固定資産の課税内容をご確認いただくための制度です。

閲覧期間 平成29年3月31日まで(土曜・日曜日、祝日、年末年始期間を除く)

午前8時30分~午後5時15分(日曜開庁日は午後5時まで)

※毎月最終日曜日は市役所の日曜開庁日です。固定資産課税台帳を閲覧することができます。

## 閲覧場所 課税課

11456 1161 11	HI. DOMI.			
	閲覧できる方	閲覧対象	手数料	お持ちいただくもの
名 寄 帳	固定資産税の納税義務者、 納税管理人、納税義務者 の代理人	納税義務に係る固定資産	1所有者 300円	納税通知書または運転免許証や健康保険 証など本人確認ができるもの ※代理人の方は委任状が必要となります
	固定資産税の納税義務者、 納税管理人、納税義務者 の代理人	納税義務に係 る固定資産		納税通知書または運転免許証や健康保険 証など本人確認ができるもの ※代理人の方は委任状が必要となります
課税台帳 記載事項 証 明	※対価が支払われるもの	借地・借家の 対象である土 地・家屋	1所有者 300円	賃貸借契約書の写しなど、使用や収益の 権利を証する書類および運転免許証や健 康保険証など本人確認ができるもの
	固定資産の処分をする権 利を有する者として総務 省令で定める方	権利の目的で ある固定資産		総務省令で定められている方であること を証する書類および運転免許証や健康保 険証など本人確認ができるもの

※固定資産課税台帳の閲覧に係る手数料は、5月2日(月)まで無料となります。

# ○土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

縦覧制度は、固定資産税の納税者の方が自己の所有する土地や家屋の評価額と市内の他の土地や家屋の評価額を比較し、評価額の適正さについてご確認いただくための制度です。このため、縦覧できるのは納税している内容のみが対象となります。(土地のみを納税している場合は土地のみの縦覧、家屋のみを納税している場合は家屋のみの縦覧となります。)

なお、土地や家屋の評価額を比較し、評価額の適正さを確認するという縦覧制度の趣旨を逸脱するような 縦覧申請については、応じることができません。

縦覧期間 5月2日(月)まで(土曜・日曜日、祝日を除く)

午前8時30分~午後5時15分(日曜開庁日は午後5時まで)

※4月24日(日)は市役所の日曜開庁日です。土地・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧することができます。

### 縱覽場所 課税課

縦覧できる方	手数料	お持ちいただくもの
固定資産税の納税者、納税管 理人、納税者の代理人	無料	納税通知書または運転免許証や健康保険証など本 人確認ができるもの ※代理人の方は委任状が必要となります

#### 問課税課 ☎443-1116

ら国 き度改 🗕 制 保 世 所 4上は正国れ民☎国のコ帳だ保住ハ年申今てン日キン日て昨申度険帯得こ付難国 月げ前さ民ま年4保原ピ・さ年所ガに請年くタ本がタ本い年請で料主がの特な民 4年本1印い金登キ引をかだ1年届1年てかのすのの二制例学年 から年れ年す金 保3金をま鑑。課録がきさらさへ金いか金、ら方 険 | 課ごた・そでの届続れ学いハ機てら機引こ法 。納所定度制生金 られ度ま金 付得額は度の保 平まよす保 がに以 持は学の申あいきる生。ガ構い申構きの 成すりが険 が方険 料 1 ° 6 `料 猶か下学あに料 在生際請るて学方納 が 1 キ千る請千続制 予かの生りはの 7 平は 学証、を市い生お付 を葉方書葉き度 **5**| 3 かりまれる 証の年し役なのよ特 送事 の事学を `納 3 0 成毎 **\*** 9 合方す学付 明両金で所い方び例。書面手く国方で昨の 付務 ハ務生受 れら 月 円 28 年 れるずは、カの 。生が 引年度 げ ガセでけ しセ

さ納 はが払年と 引替《2 ん ンち 日へいれ口14あい度割まきの2日2の市ビょ納に口た 介かは、 ら年 5 1 れ金国月年民 1 分引た落み年に年で役二銀付引座だ5年て機民2度年 6 る座年の 玉 りす 0260E 1 年 と振ま9 ま 翌替た0す年手は円。 年手は円 事 8 6 務 分き年引口6日納を かを度)座0ま付前 2 1 ら今分 振円で書納 とかの 替割にです なら前 で引前1る

希望する方は毎年、申請が必要です国民年金保険料の学生納付特例制度を